

第 31 回宮古市農業委員会  
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

## 第31回宮古市農業委員会総会議事録

令和5年11月24日、第31回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和5年11月24日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年11月24日(金)午後2時20分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 7名)

2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員
5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席委員は次のとおりである。(欠席委員 2名)

8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員
-------------	-------------

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 佐々木 俊彦  
次 長 小野寺 泉  
農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第4号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

定刻となりました。

本日は、8番畠山委員、9番阿部委員から欠席の連絡がありました。

現在、委員9名中7名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第31回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議長

次に、「宮古市農業委員会憲章1番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章1番朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には2番古舘委員と3番竹野委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議長  
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は7件でございます。すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望が1件ございました。

それでは11月分届出合計を読み上げて報告といたしますので、4ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長  
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の5ページをお開き願います。

(議案第1号を朗読)

それでは付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料はナンバー1でございます。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー1をご覧願います。

去る11月14日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の大森委員、事務局の私で現地を確認いたしました。

2の権利移転の理由でございますが、譲受人は(1)規模拡大、譲渡人は①自作地有償所有権移転で、7の高齢化による経営縮小でございます。裏面をご覧願います。

3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)移動する権利の種類は所有権の移転、(2)移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)農地法第3条第2項該当の有無につきましては、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6の調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないとのことでございました。

以上で説明を終わります。

議長

次に、月当番2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

2番古舘委員

2番古舘です。ただ今の事務局の説明のとおりで問題はないものと思って判断してまいりました。前向きな農地の取り扱いになっているようですから羨ましく思ってきました。以上です。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

それでは付議番号2番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料はナンバー1の2でございます。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー1の2をご覧願います。

去る11月14日に月当番の古舘委員と事務局の私で現地を確認いたしました。

た。なお、地区担当推進委員の吉濱委員には、11月20日に現地を確認していただいております。

2の権利移転の理由でございますが、譲受人は(1)規模拡大、譲渡人は①自作地有償所有権移転で、6の兼業による経営縮小でございます。裏面をご覧ください。

3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)移動する権利の種類は所有権の移転、(2)移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)農地法第3条第2項該当の有無につきましては、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6の調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないとのことでございました。

以上で説明を終わります。

議長

次に、月当番2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

2番古舘委員

2番古舘です。今の事務局の説明のとおりで問題ないと判断いたします。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、これで付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

それでは付議番号3番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料はナンバー1の3でございます。

(議案第1号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー1の3をご覧ください。

現地確認につきましては、月当番の古舘委員には11月15日に、地区担当推進委員の野尻委員には11月16日にそれぞれ行っていただきました。

2の権利移転の理由でございますが、譲受人は(8)受贈、譲渡人は②自作地無償所有権移転で、30その他の「農地を相続したが農業経営していないため、有効活用されるよう譲受人に譲渡するもの」でございます。裏面をご覧ください。

3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)移動する権利の種類は所有権の移転、(2)移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)農地法第3条第2項該当の有無につきましては、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6の調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないとのことでございました。

	以上で説明を終わります。
議 長	次に、月当番 2 番古舘委員に発言を許します。古舘委員。
2 番古舘委員	2 番古舘です。現地調査させていただいたときにですね、自宅の近くのと ころに農地があって使えるものと判断して参りました。事務局の説明のと おりで問題はありませんのでよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。  (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。 以上で議案第 1 号の審議を終了いたしました。 これより、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議につ いて」を採決します。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 願います。  (全員挙手)
議 長	全員賛成です。よって、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。
議 長 (議案第 2 号)	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」 を議題といたします。 付議番号 1 番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。
佐々木事務局長	議案書の 6 ページをお開き願います。 (議案書の議案第 2 号を朗読) 付議番号 1 番についてご説明いたします。所在図は 4 ページ、資料のナン バー 2 をご用意願います。 (議案第 2 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明) 資料ナンバー 2 をご覧願います。 現地調査につきましては、去る 11 月 14 日に月当番の古舘委員、事務局の 私で現地を確認しております。なお、地区担当推進委員の佐々木委員には 11 月 16 日に現地を確認していただいております。 1 の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種 類でございますが、申請地は水道管及び下水道管が埋設されている幅員 4 メ ートル以上の道路に接し、500 メートル以内に田老給食センター、田老総合 福祉センター等の公益施設が存在していることから、第 3 種農地と判断され るものでございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適 当確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは該当ございません。 2 の他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)の都市 計画法との関連は、計画区域内でございますが、地域地区の指定はされてい

ない区域でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしておりまして、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の2番古館委員に発言を許します。古館委員。

2番古館委員

2番古館です。ただ今の事務局からの説明のとおりで問題はないものと判断してまいりました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

以上で、議案第2号の審議を終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議 長  
(議案第3号)

次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。

付議番号1番から付議番号14番までは、願出人が同一人でありますので、一括して審議したいと思います。

お諮りいたします。付議番号1番から付議番号14番までを一括審議することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、付議番号1番から付議番号14番までは一括審議といたします。

事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の7ページをお開き願います。

(議案書の議案第3号を朗読)

付議番号1番から14番までを一括してご説明いたします。

所在図につきましては、付議番号1番から10番までは5ページ、付議番号11番から14番までは6ページとなります。また、調査書の資料については、資料ナンバー3の1から3の14となります。

(議案第3号付議番号1番から14番を議案書の朗読により説明)

現地調査書でございますけれども、去る11月14日に月当番の古館委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、すべて振興地域内でございます。また、付議番号11番のみが農用地区域内で、それ以外は農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

次に、月当番2番古館委員に発言を許します。古館委員。

2番古館委員

2番古館です。現地を調査させていただきましたが、事務局の説明のとおりでしたのでよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番から付議番号14番までの審議を終わります。

次に、付議番号15番について事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の12ページをお開き願います。

付議番号15番についてご説明いたします。所在図は7ページ、資料のナンバー3の15をご用意願います。

(議案第3号付議番号15番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の15をご覧願います。

現地調査につきましては、11月14日に月当番の古館委員、地区担当推進委員の小林委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地

	<p>区域外でございます。</p> <p>3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。</p> <p>なお、地区担当推進委員の小林委員は、異議がないということでございました。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
議 長	次に、月当番2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。
2番古舘委員	2番古舘です。現地調査をさせていただきました。その際、やはり農地として使える状況ではないと判断してまいりました。以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、付議番号15番の審議を終わります。</p> <p>次に、付議番号16番について事務局より説明願います。佐々木事務局長。</p>
佐々木事務局長	<p>付議番号16番についてご説明いたします。所在図は8ページ、資料のナンバー3の16をご用意願います。</p> <p>(議案第3号付議番号16番を議案書の朗読により説明)</p> <p>資料のナンバー3の16をご覧願います。</p> <p>現地調査につきましては、11月14日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の大川原委員、事務局の私で現地を確認しております。</p> <p>1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。</p> <p>2の他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。</p> <p>3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。</p> <p>なお、地区担当推進委員の大川原委員は、異議がないということでございました。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
議 長	次に、月当番2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。
2番古舘委員	2番古舘です。現地調査をさせていただきました。やはり農地として使える場所ではないと判断しました。よろしくお願いいたします。

議長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑がないようですので、付議番号 16 番の審議を終わります。 次に、付議番号 17 番について事務局より説明願います。佐々木事務局長。
佐々木事務局長	付議番号 17 番についてご説明いたします。所在図は 9 ページ、資料のナンバー3 の 17 をご用意願います。
	(議案第 3 号付議番号 17 番を議案書の朗読により説明)
	資料のナンバー3 の 17 をご覧願います。
	現地調査につきましては、11 月 14 日に月当番の古舘委員と事務局の私で現地を確認しております。なお、地区担当推進委員の上須賀委員には 11 月 16 日に現地を確認していただいております。
	1 の適用外証明の範囲でございますが、(4) その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。
	2 の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。
	3 の調査意見、結論でございますが、1 の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。
	なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。
	説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	次に、月当番 2 番古舘委員に発言を許します。古舘委員。
2 番古舘委員	2 番古舘です。今、事務局のほうから説明があったとおりで農地に復旧困難と判断しております。よろしく願います。
議長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑がないようですので、付議番号 17 番の審議を終わります。 次に、付議番号 18 番について事務局より説明願います。佐々木事務局長。
佐々木事務局長	13 ページをご覧願います。 付議番号 18 番についてご説明いたします。所在図は 10 ページ、資料のナンバー3 の 18 をご用意願います。
	(議案第 3 号付議番号 18 番を議案書の朗読により説明)
	資料のナンバー3 の 18 をご覧願います。
	現地調査につきましては、11 月 14 日に月当番の古舘委員と事務局の私で

現地を確認しております。なお、地区担当推進委員の堀内委員には 11 月 16 日に現地を確認していただいております。

1 の適用外証明の範囲でございますが、(4) その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2 の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。

3 の調査意見、結論でございますが、1 の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番 2 番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

2 番古舘委員

2 番古舘です。ただ今、事務局のほうから説明がされたとおりで農地としての回復は無理ということで判断してまいりました。以上です。お願いします。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号 18 番の審議を終わります。

以上で議案第 3 号の審議を終了いたしました。

これより、議案第 3 号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長  
(議案第 4 号)

次に、議案第 4 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の 14 ページをお開き願います。

(議案第 4 号付議番号 1 番から 3 番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、これで議案第4号の審議を終了いたします。  
これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長  
(議案第5号)

次に、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の15ページをお開き願います。

(議案書の議案第5号を朗読)

本日の総会で議決を求める土地は、農地利用状況調査により、農地に復元することが困難と認められる付議番号1番から付議番号40番までの土地でございます。農地に該当しない旨の議決をいただいた後に、土地所有者等へ非農地である旨の通知を発出いたします。

議案書の17ページをお開き願います。合計欄をご覧ください。

(議案第5号合計欄を朗読により説明)

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、議案第5号の審議を終了いたします。  
これより、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日予定しました日程のすべてを終了いたしました。  
これをもちまして、第31回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。  
ありがとうございました。

— 午後 2 時 20 分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 古舘 秀巳

署名委員 竹野 牧子